

鹿 児 島 県 公 報

令和 7 年 3 月 28 日 (金) 第 603 号 の 3



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則

- 地方公営企業法第39条第2項に規定する職を定める規則の一部を改正する規則 (※) (県立病院課取扱い) 1
- 県立病院局企業管理規程**
- 県立病院局組織規程の一部を改正する規程 (※) (県立病院課取扱い) 1
- 鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程 (※) (県立病院課取扱い) 2

規 則

地方公営企業法第39条第2項に規定する職を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第17号

地方公営企業法第39条第2項に規定する職を定める規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第39条第2項に規定する職を定める規則 (平成18年鹿児島県規則第51号) の一部を次のように改正する。

本則第2号中「総看護師長, 副総看護師長」を「看護部長, 副看護部長」に, 「神経内科部長」を「脳神経内科部長」に改め, 「外科部長」の次に「呼吸器外科部長」を加え, 「精神科部長」を「診療部長」に改める。

附 則

この規則は, 令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし, 本則第2号の改正規定 (「総看護師長, 副総看護師長」を「看護部長, 副看護部長」に改める部分を除く。)は, 公布の日から施行する。

県立病院局企業管理規程

県立病院局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 7 年 3 月 28 日

鹿児島県県立病院事業管理者 原口優清

鹿児島県県立病院局企業管理規程第1号

県立病院局組織規程の一部を改正する規程

県立病院局組織規程 (平成18年鹿児島県県立病院局企業管理規程第7号) の一部を次のように改正する。

第9条第1項の表中「総看護師長」を「看護部長」に, 「副総看護師長」を「副看護部長」に改め, 同条第2項の表中

「

外科部長	外科診療等に関する事務
------	-------------

」を

外科部長	外科診療等に関する事務	に、
呼吸器外科部長	呼吸器外科診療等に関する事務	
第三精神科部長		を
第三精神科部長		に改める。
第四精神科部長		

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 9 条第 2 項の表の改正規定は、同年 3 月 28 日から施行する。

鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 7 年 3 月 28 日

鹿児島県立病院事業管理者 原口優清

鹿児島県立病院局企業管理規程第 2 号

鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程（平成 18 年鹿児島県立病院局企業管理規程第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 項第 2 号中「することを依頼された職員が、待機を依頼された期間中に救急患者に対処するために呼出しを受け、正規の勤務時間以外の時間（鹿児島県職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年鹿児島県条例第 4 号）第 9 条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日（同条例第 10 条第 1 項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に替わる代休日）における正規の勤務時間を含む。）において手術等の業務に従事」を削る。

第 15 条第 2 項第 2 号を次のように改める。

(2) 前項第 2 号の業務 次に掲げる場合に応じ、次に掲げる額

ア 待機することを依頼された職員が、待機を依頼された期間中に呼出しを受けなかった場合 670 円

イ 待機することを依頼された職員が、待機を依頼された期間中に救急患者に対処するために呼出しを受け、正規の勤務時間以外の時間（鹿児島県職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年鹿児島県条例第 4 号）第 9 条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日（同条例第 10 条第 1 項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に替わる代休日）における正規の勤務時間を含む。）において手術等の業務に従事した場合 1,620 円

別表第 1 の 2 を次のように改める。

別表第1の2（第3条関係）

医療職給料表（四）

職 務 の 級 号 給	1 級	2 級	3 級
	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円
1	208,800	241,800	283,200
2	210,700	244,000	283,700
3	212,500	246,200	284,200
4	214,200	248,500	284,700
5	215,900	250,700	285,200
6	217,800	251,700	285,700
7	219,600	252,600	286,300
8	221,300	253,500	286,800
9	223,000	254,400	287,300
10	225,000	255,600	287,800
11	227,000	256,700	288,300
12	228,900	257,600	288,800
13	230,800	258,400	289,300
14	232,800	259,100	289,800
15	234,800	259,800	290,300
16	236,800	260,700	290,800
17	238,800	261,800	291,300
18	240,800	262,900	291,800
19	242,900	264,000	292,300
20	244,900	265,100	292,800
21	246,900	266,300	293,300
22	248,100	267,400	293,800
23	249,300	268,500	294,300
24	250,400	269,600	294,800
25	251,500	270,600	295,300
26	252,400	271,700	295,900
27	253,300	272,800	296,700
28	254,200	273,800	297,500
29	255,000	274,800	298,200
30	255,800	275,500	299,000
31	256,500	276,200	299,800
32	257,200	276,900	300,600
33	258,000	277,600	301,300
34	258,800	278,200	302,100
35	259,600	278,700	302,900
36	260,300	279,200	303,600

37	261,000	279,700	304,400
38	261,900	280,300	305,200
39	262,800	280,800	306,100
40	263,600	281,300	306,900
41	264,400	281,700	307,600
42	265,300	282,200	308,600
43	266,200	282,700	309,600
44	267,000	283,200	310,500
45	267,800	283,700	311,400
46	268,500	284,200	312,400
47	269,200	284,700	313,400
48	269,800	285,200	314,300
49	270,400	285,700	315,200
50	270,900	286,300	316,200
51	271,400	286,800	317,200
52	271,800	287,300	318,200
53	272,200	287,800	319,000
54	272,700	288,300	320,000
55	273,200	288,800	321,000
56	273,600	289,300	321,900
57	274,000	289,800	322,800
58	274,400	290,600	323,800
59	274,800	291,400	324,800
60	275,200	292,100	325,800
61	275,600	292,800	326,700
62	276,000	293,700	327,900
63	276,400	294,600	329,100
64	276,800	295,400	330,300
65	277,200	296,200	331,000
66	277,600	297,100	332,100
67	278,000	297,900	333,200
68	278,400	298,700	334,100
69	278,800	299,500	335,200
70	279,300	300,400	335,900
71	279,800	301,300	337,000
72	280,200	302,200	338,100
73	280,600	303,100	339,200
74	281,200	304,000	340,400
75	281,800	304,900	341,500
76	282,300	305,900	342,600

77	282,800	306,700	343,700
78	283,400	307,700	344,800
79	284,000	308,700	345,900
80	284,500	309,600	347,000
81	285,000	310,100	347,900
82	285,500	311,000	348,900
83	286,100	311,900	349,800
84	286,600	312,700	350,800
85	287,100	313,500	351,700
86	287,600	314,500	352,500
87	288,100	315,500	353,300
88	288,600	316,500	354,100
89	289,100	317,400	354,700
90	289,600	318,500	355,300
91	290,100	319,500	355,900
92	290,600	320,500	356,500
93	291,100	321,300	356,900
94	291,700	322,000	357,300
95	292,300	322,700	357,800
96	292,900	323,300	358,200
97	293,500	323,800	358,700
98	294,000	324,100	359,100
99	294,500	324,700	359,600
100	295,000	325,400	360,000
101	295,500	325,800	360,300
102	296,000	326,400	360,800
103	296,500	327,000	361,200
104	296,900	327,500	361,500
105	297,300	327,900	361,900
106	297,800	328,400	362,400
107	298,300	328,900	362,900
108	298,600	329,400	363,400
109	298,800	329,800	363,900
110	299,100	330,200	364,400
111	299,300	330,500	365,000
112	299,600	330,800	365,400
113	299,900	331,100	365,800
114	300,100	331,500	366,200
115	300,400	331,800	366,700
116	300,600	332,100	367,200

117	300,900	332,300	367,600
118	301,200	332,600	368,100
119	301,500	332,900	368,600
120	301,800	333,100	369,100
121	302,100	333,300	369,400
122	302,500	333,600	
123	302,800	333,900	
124	303,100	334,200	
125	303,300	334,400	
126	303,500	334,700	
127	303,800	335,100	
128	304,200	335,300	
129	304,400	335,500	
130	304,700	335,700	
131	305,100	336,100	
132	305,600	336,300	
133	305,800	336,600	
134	306,100	337,000	
135	306,400	337,400	
136	306,700	337,800	
137	306,900	338,100	
138	307,200	338,500	
139	307,500	338,900	
140	307,800	339,300	
141	308,000	339,600	
142	308,400	340,000	
143	308,800	340,300	
144	309,100	340,700	
145	309,300	341,000	
146	309,500	341,400	
147	309,800	341,800	
148	310,200	342,200	
149	310,400	342,500	
150	310,600	342,900	
151	310,900	343,300	
152	311,200	343,700	
153	311,600	344,000	
154	311,800		
155	312,000		
156	312,300		

157	312,600	
158	312,900	
159	313,200	
160	313,500	
161	313,900	
162	314,200	
163	314,500	
164	314,800	
165	315,200	
166	315,500	
167	315,800	
168	316,100	
169	316,500	

別表第 2 ウの表 5 級の項中「総看護師長」を「看護部長」に、「副総看護師長」を「副看護部長」に改め、同表 6 級の項中「総看護師長」を「看護部長」に改める。

別表第 2 の 2 ウの表 5 級の項中「副総看護師長」を「副看護部長」に改め、同表 6 級の項中「総看護師長」を「看護部長」に改める。

別表第 7 エの表を次のように改める。

エ 課長級

組 織 の 区 分	職
本局	経営企画監
県民健康プラザ鹿屋医療センター	事務長
	看護部長
県立大島病院	副院長
	事務次長
	看護部長
県立始良病院	副院長
	事務長
	看護部長
	リハビリテーション技師長
県立薩南病院	副院長
	事務長
	看護部長
	臨床検査技師長
県立北薩病院	副院長
	事務長
	看護部長

別表第 9 中「総看護師長、副総看護師長」を「看護部長、副看護部長」に改める。

別表第 10 中「7,500円」を「7,000円」に、「5,000円」を「4,500円」に改め、同表に次のように加える。

県立病院局参事，県立病院局参事付（行政職給料表の適用を受ける職員を除く。）	5,000円
---------------------------------------	--------

附 則

(施行期日等)

- この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
(給与の内払)

- 2 改正後の給与規程の規定を適用する場合には、改正前の鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程の規定に基づいて支給された給与（鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（平成27年鹿児島県立病院局企業管理規程第5号。以下この項において「平成27年改正規程」という。）附則第3項から第5項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）は、改正後の給与規程の規定による給与（平成27年改正規程附則第3項から第5項までの規定による給料を含む。）の内払とみなす。